

広島県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、安芸太田町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十一年七月九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所 在 地	取消年月日
久日市集会所	山県郡安芸太田町大字坪野一五三〇番地	平成二年五月三一日
早芦集会所	山県郡安芸太田町大字穴一一七〇番地一	平成二年五月三一日
香草集会所	山県郡安芸太田町大字加計一〇一五番地	平成二年五月三一日
津都見集会所	山県郡安芸太田町大字穴一二二番地	平成二年五月三一日
戸河内林業総合センター	山県郡安芸太田町大字上殿二五八番地	平成二年五月三一日